

◎税金の計算方法

- ・総所得金額①－所得控除合計②
＝課税総所得金額③
- ・課税総所得金額③×税率
＝税額控除前所得割額④
- ・税額控除前所得割額④－税額控除額⑤
＝所得割額⑥
- ・所得割額⑥＋均等割額⑦＝特別徴収税額⑧
- ・特別徴収税額⑧－控除不足額⑨＝差引納付額
(注)

1. 分離課税のある場合は計算方法が異なります。
2. 「税額控除⑤」は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。
3. 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

- ・均等割 市民税 3.500円 道民税 1.500円
- ・所得割 市民税 6% 道民税 4%

◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうち、いずれか多い金額	
医療費控除	医療費の実負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	
社会保険控除等	支払い金額の全額	
生命保険料控除	新契約	支払金額 控除額
	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超	支払金額×1/2
	32,000円以下のとき	+6,000円
	32,000円超	支払金額×1/4
	56,000円以下のとき	+14,000円
	56,000円超	28,000円
	旧契約	支払金額×1/2
	15,000円以下のとき	+7,500円
	40,000円超	支払金額×1/4
70,000円以下のとき	+17,500円	
70,000円超	35,000円	
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれの上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)		
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		

地震保険料控除	支払金額	控除額	
	50,000円以下のとき	支払金額1/2	
	50,000円を超えるとき	25,000円	
	旧長期契約	支払金額	控除額
		5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額1/2
	15,000円を超えるとき	+2,500円	
	地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円		10,000円
	配偶者特別控除	一般	33万円
		老人	38万円
同居特別障害の場合			
一般		56万円	
老人		61万円	
所得金額		控除額	
380,001～449,999円		33万円	
450,000～499,999円		31万円	
500,000～549,000円		26万円	
550,000～599,000円		21万円	
600,000～649,999円	16万円		
650,000～699,999円	11万円		
700,000～749,999円	6万円		
750,000～799,999円	3万円		
760,000円～	0円		

平成〇〇年度 市民税道民税 給与所得等に係る 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)

市町村により通知書の様式は異なります

受給者番号	指定番号	個人番号
氏名		
住所		

お問い合わせ先

北見市総務部市民税課
〒090-8509 北見市大通西2丁目1番地
まちきた大通ビル4階

TEL 0157-25-1114 (直通)

E-mail

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	給当	雑	譲渡
	給与所得	所得区分						
	その他の所得計	総所得金額①						

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当	
	先物取引	

所得控除	雑損	傷・寡・勤							
	医療費	配偶者							
	社会保険料	配偶者特別							
	小規模企業共済	扶養							
	生命保険料	基礎							
	地震保険料	所得控除合計②							

市民税 道民税 税額	税額控除前所得割額	④	
	税額控除額	⑤	
	所得割額	⑥	
	均等割額	⑦	
	税額控除前所得割額	④	
	税額控除額	⑤	
	所得割額	⑥	
	均等割額	⑦	
	特別徴収税額	⑧	
	控除不足額	⑨	
	既充当額	⑩	
	既納付額	⑪	
差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑩)			
変更前税額	⑫		
増税額(⑧-⑫)			
変更月			

あなたの特別徴収税額を上記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内及び市長に対して異議申し立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成 年 月 日

北見市長

〇 〇 〇 〇

印

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分